

無効申請に関するポリシー

■ご提供リードの無効処理について

発生したリードの内、下記の無効申請対象に該当するリードに関しては、厳密な審査の上課金の対象外となる場合がございます。

【無効申請対象】

1. 明らかに虚偽の氏名（例：「あああ」）
 2. 明らかに虚偽の電話番号（例：「0120-000-000」「12345678」）
 3. 電話番号不通
 - a. 電話番号自体が存在しない（呼出音が鳴らない等）
 - b. 別の会社に繋がる
 - c. 資料請求した名前の社員が存在しない
 - d. 電話番号にFAX番号が登録されている
 4. 明らかに虚偽の所在地（例：「あああ」）
 5. 貴社既存顧客※1
 6. 資料請求したユーザーがボクシルから退会している場合
 7. 下記弊社が指定するドメインのメールアドレスでの資料請求
@gmail.com, @hotmail.com, @yahoo.co.jp, @hotmail.co.jp, @biglobe.ne.jp, @ocn.ne.jp,
@nifty.com, @dion.ne.jp, @so-net.ne.jp, @i.softbank.jp, @ezweb.ne.jp, @au.com,
@icloud.com, @docomo.ne.jp, @outlook.com, @ybb.ne.jp, @softbank.ne.jp,
@hotmail.ne.jp, @msn.com, @outlook.jp, @naver.com
- ・発生したリードの内、下記の自動で無効処理されるリードに該当するリードに関しては、弊社システム上において自動で無効処理をさせていただきます。

【自動で無効処理されるリード】

1. 弊社が過去にご提供したリード情報と重複※2
2. 弊社が過去90日以内に他の貴社サービスにおいてご提供したリード情報と重複*2
3. 従業員規模が1名
4. 対象サービスと同業種の企業による競合調査※3
5. 貴社社員からの問い合わせ※4
6. 所在地が海外の企業※5

- ・上記の無効申請対象及び自動で無効処理されるリードに該当しないリードに関しては、原則として無効の対象となりませんのでご了承ください。
- ・ご不明点・ご質問等ございましたら、営業担当者までお問い合わせください。

【無効と認められないリード情報の代表的な事例】

- ・SIer / コンサルティング会社に関するリード情報
- ・他リードソースとの重複リード情報（自社HPからの問い合わせとの重複等）
- ・誤って資料請求してしまったとの申告のあったリード情報
- ・「ニーズが異なる」「リサーチのみしている」等との申告のあったリード情報
- ・過去ご提供したリード情報と同一企業だが、異なるユーザーに関するリード情報
- ・住所が完全ではないリード情報（他の情報は正しく入力済み）
- ・HPが存在しない企業のユーザーに関するリード情報
- ・既に商談化済みの企業のユーザーに関するリード情報

■無効申請に関する手続きとご留意点

- ・月初第2営業日までに、ボクシル管理画面より無効申請及びご請求件数の確定を行ってください。
- ・無効申請を弊社にて確認いたしますので無効申請後、ご請求件数に反映されるまで少々お時間をいただきますのでご留意ください。
- ・迅速なご請求書の発行を実現するため、月初第3営業日を超えてご請求件数の確定が完了していない場合、弊社側で確定操作を実行し、その件数に基づきご請求書を発行いたしますのでご注意ください。
- ・月初第2営業日以内に全ての無効申請を終えることが難しい場合は繰越無効申請制度をご利用ください。

■繰越無効申請制度に関するご説明

- ・当月発生リードについては当月の確定処理後も翌月の確定までの期間であれば、無効申請を行うことができます。その場

合は翌月のご請求から無効リード該当分の金額が控除されます。

- ・万一、繰越無効申請が存在する状態で解約になった場合には該当分の金額を返金いたします。
例)

下記の例では、無効申請A及びBは当月の請求に反映され、無効申請Cは翌月の請求に反映されます。また発生月の翌月末を越えて申請された無効申請は不可となります。
(そもそも無効申請ができない仕様となっています)



※1 貴社と資料請求企業とのご契約関係がわかる証憑（捺印済契約書一部のスクリーンショット等）のご提出が必要となります。

す。

※2 重複の判断はリード情報内のメールアドレスの一致をもって行います。

※3 事前のドメイン登録（上限20件）が必要です。詳しくは営業担当者にお問い合わせください。

※4 事前のドメイン登録が必要です。詳しくは営業担当者にお問い合わせください。

※5 ご希望の場合は、ご提供することも可能です。詳しくは営業担当者にお問い合わせください。